特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	子ども・子育て支援関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は，子ども子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県稲敷市教育委員会

公表日
令和7年1月14日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務　基礎項目評価書
②事務の概要	幼稚園・保育所・認定こども園等に入園する教育・保育給付認定者の管理，利用者負担の徴収，給付費の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認②入所要件の確認③保護者情報の確認④保育料算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	①子ども・子育て支援システム（標準化前）子ども・子育て支援システム（標準化後）②住民記録システム③個人住民税システム④宛名管理システム⑤中間サーバー⑥いばらき電子申請・届出サービス

2. 特定個人情報ファイル名
①児童台帳情報ファイル　②家族台帳情報ファイル　③宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第19条第1項別表9の項,127の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令第8条,第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会】第2条の表17の項（第19条）,155の項（第157条） 【情報提供】なし

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会　学務管理課
②所属長の役職名	学務管理課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市教育委員会　学務管理課　　電話029-892-2000

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市教育委員会　学務管理課　　電話029-892-2000

9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した	
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、登録内容は必ず複数人で確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	教育・保育給付認定・利用申請書に重要事項として、マイナンバーの利用目的と利用の範囲等を示し、取得に対し確認したことを示す署名をいただき、受付時には本人確認をしている。また、特定個人情報等の取扱に関する事務マニュアルや研修資料等にて取扱者へ適切な管理や利用について注意喚起を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月21日	評価書名	保育所における保育の実施等に関する事務	子ども・子育て支援関係事務	事後	
平成28年9月21日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	保育所における保育の実施等に関する事務	子ども・子育て支援関係事務	事後	
平成28年9月21日	評価実施機関名	茨城県稲敷市長	稲敷市教育委員会	事後	
平成28年9月21日	事務の名称	保育所における保育の実施等に関する事務	子ども・子育て支援関係事務	事後	
平成28年9月21日	事務の概要	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1．申請受付（宛名参照） 2．入所選考会議 3．入所決定 4．入所承諾通知 ②世帯状況，世帯員の税額等を参照し，徴収基準表をもとに保育料を決定，徴収 1．口座申込 2．家族住民税参照 3．料金計算 4．保育料決定通知 5．口座振替依頼（納付書作成） 6．振替（納付）結果消込 ③運営費報告資料の作成 1．児童数集計（月報） 2．運営費集計（年度報）	幼稚園・保育所・こども園等に入園する支給認定者の管理，利用者負担の徴収，給付費の支給を行う。特定個人情報ファイルは，以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認②入所要件の確認③保護者情報の確認④保育料算定に必要な各種情報の照会	事後	
平成28年9月21日	個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第8項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条	・番号法第9条第1項 別表第一 第8項，第94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条，第68条	事後	
平成28年9月21日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第１９条第７号 別表第二 第１３項	【情報照会の根拠】番号法第１９条第７号，別表第二第１３項，１１６項※別表第二の第１３項，１１６項に係る主務省令は未公布 【情報提供の根拠】なし	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】番号法第19条第7号，別表第二第13項，第116項※別表第二の第13項，第116項に係る主務省令は未公布 【情報提供の根拠】なし	【情報照会】番号法第19条第7号，別表第二第13項，第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3，第59条の2 【情報提供】なし	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭課長 坂本 哲	子ども家庭課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	Ⅰ 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課 電話029-892-2000	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市教育委員会 教育学務課・子ども家庭課 電話029-892-2000	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課 電話029-892-2000	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市教育委員会 子ども家庭課 電話029-892-2000	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ 1．対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ 2．取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年9月8日	Ⅰ 5．評価実施機関における担当部署 ①部署	教育委員会 子ども家庭課	教育委員会 学務管理課	事後	
令和2年9月8日	Ⅰ 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭課長	学務管理課長	事後	
令和2年9月8日	Ⅰ 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市教育委員会 教育学務課・子ども家庭課 電話029-892-2000	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市教育委員会 学務管理課 電話029-892-2000	事後	
令和2年9月8日	Ⅰ 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市教育委員会 子ども家庭課 電話029-892-2000	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市教育委員会 学務管理課 電話029-892-200	事後	
令和2年9月8日	Ⅱ 1．対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月8日	Ⅱ 2．取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和5年2月2日	評価書名	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書	事後	
令和5年2月2日	Ⅰ 1．②事務の概要	幼稚園・保育所・認定こども園等に入園する支給認定者の管理，利用者負担の徴収，給付費の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認②入所要件の確認③保護者情報の確認④保育料算定に必要な各種情報の照会	幼稚園・保育所・認定こども園等に入園する教育・保育給付認定者の管理，利用者負担の徴収，給付費の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認②入所要件の確認③保護者情報の確認④保育料算定に必要な各種情報の照会	事後	
令和5年2月2日	Ⅰ 1．③システムの名称	①子ども・子育て支援システム②住民記録システム③個人住民税システム④宛名管理システム⑤中間サーバー⑥幼稚園就園管理システム	①子ども・子育て支援システム②住民記録システム③個人住民税システム④宛名管理システム⑤中間サーバー	事後	
令和5年9月13日	Ⅰ 1．③システムの名称	①子ども・子育て支援システム②住民記録システム③個人住民税システム④宛名管理システム⑤中間サーバー	①子ども・子育て支援システム②住民記録システム③個人住民税システム④宛名管理システム⑤中間サーバー⑥いばらき電子申請・届出サービス	事前	
令和6年12月20日	Ⅰ 1．③システムの名称	①子ども・子育て支援システム②住民記録システム③個人住民税システム④宛名管理システム⑤中間サーバー⑥いばらき電子申請・届出サービス	①子ども・子育て支援システム（標準化前）子ども・子育て支援システム（標準化後）②住民記録システム③個人住民税システム④宛名管理システム⑤中間サーバー⑥いばらき電子申請・届出サービス	事後	
令和6年12月20日	Ⅰ 3．法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第8項，第94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条，第68条	・番号法第19条第1項別表9の項,127の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令第8条，第68条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅰ　4．②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第7号，別表第二第13項，第116項　番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第10条の3，第59条の2 【情報提供】なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会】第2条の表17の項（第19条）,155の項（第157条） 【情報提供】なし	事後	
令和6年12月21日	Ⅳ　6．不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	―	十分である	事後	
令和6年12月20日	Ⅳ　8．人手を介在させる作業	（追加）		事後	
令和6年12月20日	Ⅳ　11．最も優先度が高いと考えられる対策	（追加）		事後	